



新聞記事に見る

武庫川改修工事と朝鮮人

堀内

稔

はじめに

武庫川は兵庫県の東部に位置し、阪神間を流れる川のなかでは比較的大きい。百科辞典によると「延長六六キロ。丹波高地に源を發し、青野川、羽束川、八多川などを合流して宝塚に流れ出て、さらに尼崎市と西宮市の境界を流れ出て大阪湾に注ぐ」とある。この武庫川は、阪神間の多くの河川がそうであるように天井川である。かつては川沿いの住民に幾多の水難を与えてきたが、川の氾濫をふせぐため、一九二〇年から大規模な改修工事が行われた。この工事に多くの朝鮮人労働者が従事した。しかし、その実態についてはこれまで明らかにされていなかった。

朝鮮人労働者の日本への本格的な渡航が始まったのは一九一七年頃から。第一次世界大戦による好景気で労働者が足りなくなつたことが、日本側における渡航を促す要因であつた。しかし、戦争が終ると一転して不景気になり、失業も増えた。おそらく朝鮮

人労働者は、真っ先に首を切られたであろう。

こうした時期に武庫川改修の第一期工事(二三年末まで)が行われた。朝鮮人は、工事の当初からその主要な労働力として使用された。一期工事に従事した労働者の延べ人数は六五万余に達するといわれるが、そのうち朝鮮人は二〇余万人を数えた。およそ三分の一が朝鮮人だつたのである。

ここでは、一九二〇年代の武庫川改修工事に携わった朝鮮人労働者の姿を、主に新聞記事を通して明らかにしよう試みた。これは、私がテーマとしている兵庫県における朝鮮人の歴史研究の一環でもある。ただ、依拠した新聞記事は極めて断片的、かつ不十分であるため、どこまで実態に迫れたかはこころもとない。

現在、武庫川周辺の宝塚市や尼崎市に多くの朝鮮人が住んでゐるが、古くは武庫川改修工事、あるいはその後の砂利採取業がそのルーツになつたとも推測される。本稿によつて多少なりともそのルーツが明らかになり、また、在日朝鮮人労働者の生活史の一断面が示せれば幸いである。

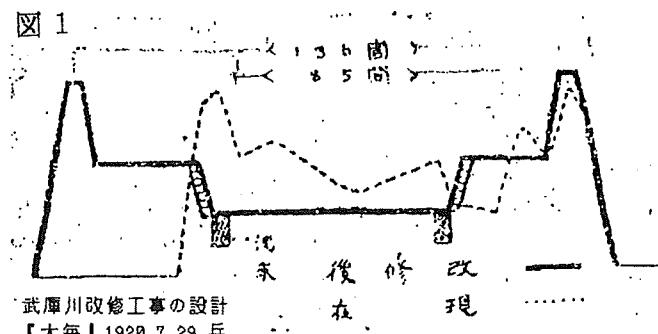
一、武庫川改修工事の概要

①第一期工事

武庫川改修工事は第一期と第二期に分けられる。第一期工事はJR線の鉄橋より下流が対象で、一九二〇年八月一日に着工され、二三年三月に竣工した。第二期工事はJR線上流の逆瀬川合流地点までが対象で、一九二三年一二月に起工式が行われ、一九二八年四月に竣工式が行われている。

改修工事の設計は図1のとおりで、点線のような不規則な地形を慣らしと同時に、川幅を広げようとするものであった。また、幹川の整備とともに支川である枝川と申川を廃川にするという計画であつた。古い地図をみると(図2)ちょうど現在のJR線のすぐ下流あたりから川が分かれる。別れた西側の支川が廃川となつたわけだ。現在、甲子園付近に枝川町という地名が残つてゐるが、廃川の名残であるうか。

武庫川は天井川であるため、「改修の方法に深甚なる考慮と注意」を払い計画を立てたとされるが、現実に二年八カ月にわたる第一期の工事期間中、數度の洪水に見舞われるなど困難な局面にも遭遇した。

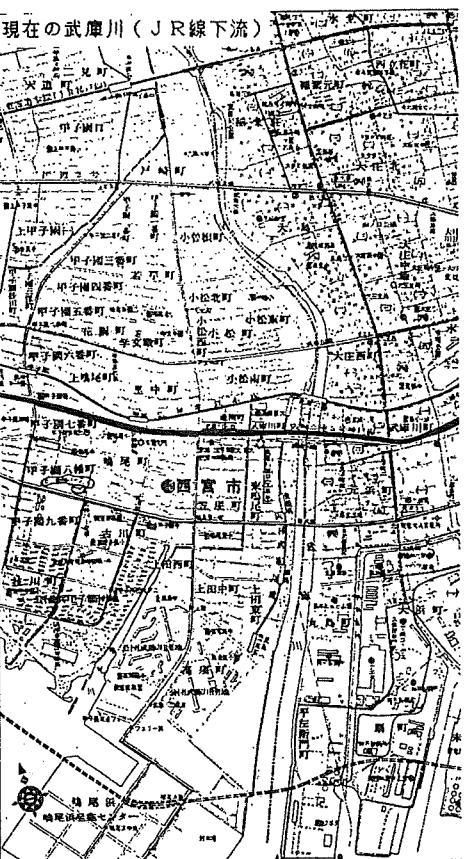
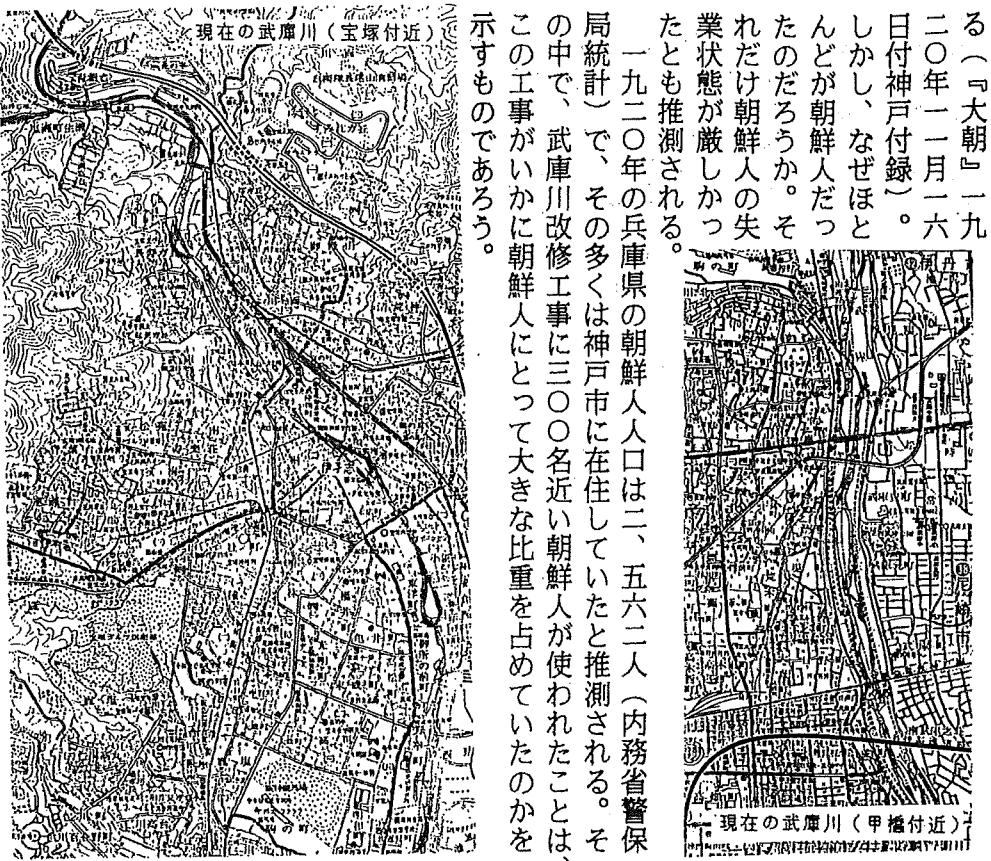


工事は八月から始ましたが、「出水季に際して居る為め万一の場合を考慮して本工事には着手せず、三工場中最上流の工場で製材に取懸りつつあり。九月中旬から他の二工場とも開いて土木工具鉄道線路敷設、トロ組立等万端の準備を整へ、出水枝の終了する十月初旬から八百余名の人夫が一齊に同川三箇所に分れて盛んな活動を開始する筈」(『大阪毎』一九二〇年八月二十四日付兵庫県付録)とあり、本格的な工事は十月からだつたようだ。労働者は当初予定の八百名ではなく、後で述べるように一月時点でも約三百名であった。

二一年九月からは護岸および付帯工事が進められた。翌二二年一月には幹流だけで計画の流量を流すことができるようになつたため、枝川と申川の廃川敷整理工事が着手された。さらに、二三年三月には枝川樋門および枝川締切堤防が完成し、ここに工事は終了した。

この改修工事により、武庫川沿いの住民は水害を免れるようになり、また、廃川整地によつて広大な住宅地が生れた。

1995.11.26



兵庫県の朝鮮人は、一九二五年七、八〇〇人、三〇年一五、五
五一人（六月）、三五年四六、五八九人、四〇年一一五、一五四
人と年を追つて増えていく。これは内務省警保局の統計であるが、
改修工事による一九三〇年の人口は二六、五九四人で、そのうち
武庫川改修工事に關係すると思われる武庫郡（三〇年当時の武庫
郡は、武庫川沿いの地域だけでなく現在の神戸市灘区や東灘区な
ども含む）の朝鮮人は三、一七六人であつた。これは県内では神
戸市の二三、三三〇人に次いで二番目である。

②労働条件および生活環境

兵庫県の朝鮮人は、一九二〇年の兵庫県の朝鮮人人口は二、五六二人（内務省警保
局統計）で、その多くは神戸市に在住していたと推測される。そ
の中で、武庫川改修工事に三〇〇名近い朝鮮人が使われたことは、
この工事がいかに朝鮮人にとつて大きな比重を占めていたのかを
示すものであろう。

兵庫県の朝鮮人は、一九二五年七、八〇〇人、三〇年一五、五
五一人（六月）、三五年四六、五八九人、四〇年一一五、一五四
人と年を追つて増えていく。これは内務省警保局の統計であるが、
改修工事による一九三〇年の人口は二六、五九四人で、そのうち
武庫川改修工事に關係すると思われる武庫郡（三〇年当時の武庫
郡は、武庫川沿いの地域だけでなく現在の神戸市灘区や東灘区な
ども含む）の朝鮮人は三、一七六人であつた。これは県内では神
戸市の二三、三三〇人に次いで二番目である。

1995.11.26

②第二期工事

第二期工事は、主として乱流防止と抵水整理に重点が置かれ、
その概要是、「省線鉄道上流より逆瀬川合流点に至る延長二里の
間、現在川幅一定せず広き場所は六百間にも達するので、甲武橋
まで定水路七十間、同橋上流は定水路なく百間の洪水路を設くる
為、現在の両岸堤防より制水堤を突出せしむると共に、両岸堤防
は第一期区間同様各三間の道路を設けて鞏固なものに改造し、尚
ほ甲武橋上流四カ所に止床堰堤を設くるものである」となつてお
り、総工費は一八八万円であつた（『大阪朝日』一九二二年一〇
月四日付神戸版）。

改修される堤防敷には約一〇万平方メートルの民有地があつた
が、改修地点の民有地を寄付した者には工事の完成後、寄付され
た土地に相当する土地を県が無償譲与することで計画が進められ
たようだ。また、工事終了後は約三三万平方メートルの不用土地
が生じる計画で、これを販売すれば県はかなりの財源を得ること
ができるとされた。

第一期工事の工区は三つ、すなわち三工場あつたから、第二期
工事のそれは四工場になるのである。宝塚・伊予志の朝鮮人集
中地区は朝鮮人に「ヨンコバ」と呼ばれていたといふ。

二、朝鮮人の雇用

①朝鮮人の雇用

第一次世界大戦後の不況期、大阪の労働者の状況について新聞
は次のように報道している。

「一番打撃の甚しきは五〇名以下の職工を使用し居る戦後溢興

の基礎薄弱なる小工場にして、頻々事業を縮小し職工の解雇をな
して」いるが、職業紹介所では「失業者よりも雇入れ申込者のほ
うが多く、職工ばかりで約五千人からの申込みを受けている」ほ
か、官公署でも戦時中は賃金のよい工場に労働者が流れただため欠
員が多く、選り好みさえしなければ就職口はいくらでもある。問
題は朝鮮人で、「目下大阪府下に於ける鮮人労働者の数は四千五
百余名に達して居れるが、只さへ成績不良にて各工場にても排斥
され居ること故、昨今解雇された者は殆ど就職の口なく大部分
路頭に迷ひ、職業紹介所等へも多き日は三十名位宛押しかけをる
も、雇主を得ること困難なり」（『大阪』一九二〇年五月四日付）
これは、大阪の状況であるが、神戸や阪神間の都市（当時は町
村）も事情は同様であったであろう。

こうした朝鮮人労働者の失業対策的な側面があつてか、武庫川
改修工事では早くから朝鮮人労働者が使われた。二〇年一月現
在で約三百名の労働者が使われているが、そのほとんどが朝鮮人



1995.11.26

新聞記事（同前）によれば、賃金は「働き高による事とし最高二円五〇銭最低一円五〇銭位を支給」との条件で、「所謂渡り者の工夫よりは農閑中出稼ぎを希望する農村出身者を歓迎し、数人しくは十数人の団体的募集を歓迎す」ということであった。

後に、改修工事の第一期竣工式が行われた際、一人の朝鮮人親方が表彰された。彼は「韓国併合」以前から神戸で朝鮮餉売りをしており、第一次大戦の好景気の時期に配下の貿易を引き連れて肉体労働者に転身したと推測される人物である。この武庫川改修工事の募集にも、団体的に応じたものと見られる。

労働者の宿舎は「同川両岸の堤防に仮納屋を設置して自炊せしむる」とあり、朝鮮人だけの集団生活が営まれたようだ。当初はこの仮納屋の合宿所には浴場がなかった。それで付近の住宅に入浴を強要するというトラブルも生じた。そのため西宮工営所では浴場を設置するなどして入浴をめぐるトラブルに対処した。

三、周辺住民との摩擦

武庫川堤防一帯の朝鮮人は、「治安問題」化された。一九一九年の三・一独立運動の影響の余韻がまだ残っていたのである。

当時、ちょうど日本各地で「不逞鮮人がダイナマイトを窃取した」とマスコミが騒ぎたてていた時期でもあった。「工事場に何処からか不審の鮮人侵入し、彼らを煽動して何事が企まんとする形勢がある」（『大朝』一九二〇年一二月四日付）として西宮署が調査中であることが報道された。溝口工営所長も新聞記者のインタビューに応えて、「巡視の節時々紳士風の鮮人が労働者の中に交つて何事が語つて居るのを見受け」と、推測の域をでない「陰謀」説をあおりたてるような発言をしている。武庫川の朝鮮人労働者は、警察に厳しく監視されていたといえる。

通行の婦女子を揶揄つたり、附近の農家へ行つて訳の解らぬ言葉で入浴を強制したり、或は泥酔の揚句深夜に及んで而も就寝中に表戸を破る許りに打叩き水を求め、甚だしきに至つては農作物を荒す等暴行の限りを尽して居るので、宵の中から婦人は勿論男でさへも通行できないと云ふ有様である」（『神戸又新日報』一九二〇年一二月三日付）という調子だ。

もちろんこうした行為はされた方は傍迷惑だが、「暴行の限りを尽くす」というのはいさか大袈裟だ。これを聞いて現場を調査した西宮署は、「彼らが酒の中に唐辛子を混入して呑み、管を捲き居る認めたので、何時如何暴行を働くかんとも限らぬ」として各町村役場や現場付近を通行する女生徒のいる学校などへ注意するよう警告したという。さらに西宮署は、「署員六名を増して武庫川堤防に巡回交番所を三ヶ所設置することに内定した」（『大朝』一九二〇年一二月一六日付）。

③工事の朝鮮人労働者数

工事期間中にどれほどの朝鮮人が労働いたのであろうか。第一期工事については、その竣工式で溝口西宮公営所長が「就業日数九百二十八日、人夫の総数六十五万三千四百五十人の内朝鮮人二百余万人の鮮人を使役したから、本工事は實に鮮人大努力に依つて

官憲、マスコミがこぞつて「朝鮮人は恐い、危険」とするキャンペーンを繰り広げた図が浮かび上がる。こうした朝鮮人に対する悪いイメージの増幅が、関東大震災の時の朝鮮人大虐殺につながつていくのであろう。

こうした住民とのトラブルは、その後、合宿所の条件が改善されためか、あるいは取り締まりが強くなつたためか、新聞にはほとんど登場しない。二年二月阪神武庫川駅付近で、無錢飲食のかどで朝鮮人を引致しようとした警官に対し、仲間を取り戻そうとした工事現場の朝鮮人約四〇名が暴行を加えたとの報道があるくらいである（『大朝』一九二一年二月二三日付）。

また、労働争議が起こつた形跡もみられない。二年五月に請負業者の日本人に対し配下の朝鮮人労働者二〇数名が仕事の請負をめぐつて談判し、負傷させたという事件（『大朝』一九二二年五月二六日付神戸版）が、広い意味での労働争議にあたるかもしれない。この事件は、その前の年まで武庫川改修工事に従事していた朝鮮人が、親方がこの工事から手を引いたのであろうか、阪神国道改修工事に廻すと言ひながらつこうに仕事をくれないので腹を立てて談判に及んだものだ。

阪神国道工事と武庫川改修工事は、ほぼ同時期に工事が行われており、密接な関係を持つていた。また、と



新聞記事の阪神国道図 上から阪急線、JR線、阪神国道、阪神線

竣工したと言ふも過言でない」（『神戸新聞』一九二三年一二月一〇日付）と述べていることから、ある程度推測できる。単純に労働者の総数を就業日数で割ると、一日あたり七百余名が労働したことになり、その三分の一くらいが朝鮮人だから、朝鮮人は二百数十名ということになる。そうだとすれば、朝鮮人は最初に雇用されただけで、後の増員はすべて日本人で行われたのだろうか。新聞に登場する朝鮮人の人数はまちまちである。いずれも一九二〇年末の段階で、先の三百名（若干の日本人含む）のほか、「五百名余り」、「四百五十名」、「二百数十名」などの数字が出でてきているが、溝口公営所長が二百余名と語っているのが（『神戸又新日報』一九二〇年一二月四日付）が最も正確な数字であろう。

同じ記事で溝口所長は、合宿所が増築され次第千名くらいまで増加の予定だと語っているが、それが実際には七百名くらいになつても不思議はない。

第二期工事も第一期工事の労働者が引き継がれたものと推測される。新聞記事には、「下流改修の終了に引き続き明年度から上流工事に着手することは労働人夫の利用、材料の蒐集等についても極めて便利」（『大毎』一九二五年一月七日付兵庫県付録）とある。また、工事末期に朝鮮人労働者解雇の記事（『大毎』一九二七年二月二〇日付兵庫県付録）があり、この記事からも労働者が約四分の一に減らした」とあり、大体三百名くらいの朝鮮人が第二期工事で労働していたようだ。解雇の理由は、「県の予算の関係上」とされている。二期工事の朝鮮人は武庫郡良元村伊子志（現宝塚市）に居住しており、この解雇で「恐慌を來し県当局へ救済方を陳情すべく準備中」と報じられている。

1995.11.26

1995.11.26

むくげ通信 153号 (7)

もに多くの朝鮮人が働いた点で似通つてゐる。阪神国道は、大阪市此花区西野田から神戸市岩屋の敏馬神社前に至る二八キロの道路で、「文化の中心で人口最も稠密な阪神の間で野道に等しい旧道一筋だけとは言語同断」として一九二二年一月に大阪、神戸の両端から工事が始められ、一九二六年一一月に完成した。平均一日に全線上に働いている労働者は二千人で、その内三割が朝鮮人であった(『大毎』一九二六年六月一九日付夕刊)。

工事に従事した朝鮮人労働者の数は武庫川改修工事より多いが、状況は明らかでない。先の記事で日給が男二円、女一円、総工賃人員百数十万人、死者二名、負傷者一人といつた工事全体の状況がわかる程度である。

一九二三年一二月九日枝川の廃川敷において、武庫川第一期改修工事の竣工式と第二期工事起工式、および阪神国道工事の式典が合せて行われた。前兵庫県知事の有吉朝鮮総督府政務監も出席し、祝辞を述べたが、その後記者団に関東大震災と朝鮮人の問題について次のように語つてゐる。

「震災前に鮮民が多数内地に入り込んだが、内鮮の融和はあまり円滑でないところへ今度の震災が勃発した。そして内地から引揚げた鮮人は内地における流言蜚語をその儘朝鮮に帰つて報告したものだから、鮮人の内地人にに対する感情が一時に陥落となり、どうなり行くかと心配したが、その真相が伝はるにいたつて暫時沈静に帰し、鮮人自らも反省するようになつたから、今後内地人の態度次第で融和するだろう」(『神戸』一九二三年一二月一〇日付)

何が「内地における流言蜚語」で、その後どんな「真相が伝わり、朝鮮人が何を「反省」したというのだろうか。関東大震災

に生活していくのかと宝塚署でも注目し、一〇月一六日に警部を派遣して実情を調査した。この調査は、純粹に失業者の心配をするよりは、「治安」の方が問題だったのであろう。調査によると、一六日までに三〇名ばかりは他に職を求めて立ち去つたが、大部分のものは今後の身の振り方に迷つてゐるという。

②武庫川の砂利採取と朝鮮人

解雇された朝鮮人がどのような身の振り方をしたのかは、新聞に続報がないのでわからない。もし、彼らが他の地方の労働者として転出せず、武庫川周辺に居住し続けたなら、武庫川砂利採取(現尼崎市)の朝鮮人スラム街には一時三千人もいて、武庫川の砂利採取を生活の糧にしていたと伝えられている(『又新』一九三三年九月二一日付)。ところが同年八月に砂利採取が禁止されたため、「他に職を求めて転住するもの続出し、最近では約一千二、三百人に減少した」という。朝鮮人たちは武庫村役場に押しかけ、砂利採取ができるようにと陳情した。これに対し農民側は、これ以上砂利採取をすると川床が低下して灌漑用水に支障をきたすとして、砂利採取に反対した。

こうした事態に直面した田近武庫村村長は、県の土木課に「現在武庫川の破損している床止めを修理し、これと同時に相当広範囲にわたる床止め工事を県でやつて貰へば、現在の失業朝鮮人を土工に使へるし、竣工後は上流から流れてきた砂利を採取させれば、農家のほうも苦情はなく、朝鮮人も生活出来るし一挙両得になるから」と陳情した。

この床止め工事がすぐに行われたのかどうかはわからないが、武庫川の砂利採取はその後も行われており、朝鮮人の生活の糧となっていた。一九三七年二月には、砂利採取の朝鮮人労働者の労

の朝鮮人虐殺に対するひどい認識である。

関東大震災の朝鮮人虐殺の報は、武庫川改修の朝鮮人労働者にもなんらかの影響を与えたと推測されるが、それを示す具体的な記事資料はない。

四、工事終了と定住化

①逆瀬川の改修工事

武庫川改修の二期工事は一九二八年に竣工したが、引き続いでも多くの朝鮮人が従事し、武庫郡良元村伊子志にパラックを建てて住んでいた。そこは通称四工場と呼ばれた。その数は一九二九年一〇月時点で三六〇名、その家族を含めると約五〇〇名に達したと報じられている(『大朝』一九二九年一〇月一七日付阪神版)。

この新聞記事によると、工事は請負業者の旗手組によって行われたが、第一区の埋立て工事がほどんど竣工した二九年一〇月一五日時点で、工事の請負がひとまず旗手組の手から離れることになつたため、朝鮮人二四〇名を解雇した。彼らは、その前の月である九月の賃金も受け取つておらず、一〇月半ばに宝塚署の斡旋によりようやく賃金が支払われるしまつであつたから、当然、解雇手当などは出されなかつた。次の就職の世話も、人数が多くなるとして行われなかつた。ただ、旗手組から「現在住んでいるところを追ひ立てる考へはありません」と言明されたことが唯一の救いであつたといえる。

この不況の時代に、二四〇名もの労働者とその家族はどのように働き立てる考へはありません」と言明されたことが唯一の結果は不明であるが、この争議に対し警察は「何分この人夫たちは西宮、伊丹、宝塚三署管内の武庫川沿岸に散居しているため、月下旬三署では連絡を取つて万一一を警戒している」としてその成り行きを注目した。

砂利採取関連では、三七年六月に武庫郡良元村東蔵人の朝鮮人集住地区で、労働者二〇数名が砂利採取をめぐる紛糾で乱闘騒ぎになるといった事件も起つてゐる(『又新』一九三七年六月二三日付夕刊)。

③住宅立退き問題

住宅は就労となるんで在日朝鮮人の大きな社会問題だつた。とにかく日本人家主は朝鮮人に家を貸したがらない、極端な低所得であるといった理由から、朝鮮人は日本人の住まないような条件の悪い所に住居を構えざるを得なくなる。武庫川の河川敷などはそうした場所のひとつであつた。戦後においても、一九六一年の武庫川河川敷のスラム撤去は大きな社会問題となつた(『むくげ通信』一〇二号飛田論文参照)。

一九三二年一〇月未には西宮署が、武庫村甲武橋北側の河川敷の二二家族一三〇余名の強制退去を断行した(『又新』一九三二年一月一日付)。記事によると、官有地である河川敷に朝鮮人二二家族が藁小屋五戸を建てて居住し、労働力ある者は主として砂利採取に従事して生活しているのを、武庫川大橋下のルンペ

1995.11.26

1995.11.26

とともに立退かることにしたという。「他に適当な土地を貸して貰へる望もなく鮮人団は困っている模様である」と報じられているが、滑稽なのは、一〇月二六日に予定されていた強制立退きの執行が「折も折高貴の御方が甲子園ホテルで御静養中だったの御遠慮申上げ、県社会課より全家族に百五十円を与へ三十一日までに自発的に立退かしめることにした」というくだりである。「高貴の御方」が近くにいたおかげで、朝鮮人は一五〇円を貰うことことができたのだろうか。

翌三三年一〇月には良元村の武庫川廃川地の朝鮮人立退きが問題になつた。阪急沿線の武庫村田近野所屬の武庫川廃川地(県有地)には、沖縄出身者二戸八四名が住んでいたが、県西富士木出張所から立退きを命ぜられて、九月末までに全部退去した。しかしその上流の良元村蔵人所屬武庫川廃川地の朝鮮人五二戸二三二名は、「梃子でも動きそうにない」ため「温情主義を棄てて近く強制的に立退かせる」ことになったという(『神戸』一九三三年一〇月一日付)。

④定住化と融和組織

朝鮮人の定住化が進むと、親睦団体や融和団体が組織されるようになる。とくに融和団体は、日本人によつても積極的に組織化された。武庫川改修工事に関する親睦・融和団体としては、次の二つが新聞報道されている。

一つは一九三〇年九月に、逆瀬川の改修工事に従事する朝鮮人労働者により組織された日鮮交和会という親睦団体である(『大朝』一九三〇年九月四日付阪神版)。発会式は良元村伊子志の武庫川河川敷で行われ、三〇余名の朝鮮人が集まつた。会則は、会員相互の親睦などであるが、その中の一つに「居住地以外といへども農作物を荒さざること」という条項があつたという。日鮮交

和会のその後の活動はわからない。

融和団体としては良元村の朝鮮青年団がある。三三年五月七日付『神戸』では、「武庫川改修工事で武庫郡良元村伊子「子」志の通称四工場に入り込んだ朝鮮人は、いまではすつかり土地に同化して立派な自治制を布いてるので、今回田中村長が肝いりし同地居住鮮人青年二十五名で良元村青年団第七部を組織することに決定、五日朝村役場前で正式に入団、宣誓をすました」と報道している。

おわりに

道に見られるように不正確なものも多い。困難ではあるが、新聞記事以外の資料で補つていく必要があると思われる。今後の課題である。

わかりやすくと思つて武庫川の改修前と現在の地図を掲載したが、スペースの関係で縮小しすぎたため見にくくなつてしまつた。まだわからぬ部分のほうが多い。

初めに述べたように新聞記事は断片的である。また、人数の報道に見られるように不正確なものも多い。困難ではあるが、新聞記事で補つていく必要があると思われる。今後の課題である。

なお、『大阪朝日』の阪神版の記事は、兵庫朝鮮関係研究会の鄭鶴永さんに提供していただいた。神戸版と阪神版は若干違うよう、神戸版にはない記事も載つている。あらためてお礼申し上げる。

ご容赦願いたい。

祭祀を継ぐ者は、昭穆の序に則り、戸主の嫡出の長男である。そこで、祭祀を継承すべき正統の男の子供がないとき(この跡継ぎがないことを「無後」という)、それを補完するために「養子制度」があるわけだ。だから、朝鮮における養子は、ひとえに男系血統の維持となるわけだ。そのため、「宗のための養子」である。血統の維持であつて、家名の承継でないところが、日本の家制度との違いである。

このため、養子縁組(朝鮮では養子をとることを収養という)の要件は、宗の存続に適合させるため極めて厳格であった。養親の条件は、①男であること、②既婚者であること、③男の子供がないこと、であり、養子の条件は、①男であること、②同じ男系血族(すなわち同姓)であること(異姓不養の原則)、③次列の年少者であること(昭穆の序に該当し、かつ年齢が養親より低いこと)、④長男でないこと(他家の祭祀者になるべき者だから)、⑤一人に限られること、であった。

これが通常の養子の形態であったが、それ以外にさまざまな種類の変形があつた。以下、朝鮮における養子の特殊なものを紹介しよう。

へ死後養子

祭祀者を継ぐべき立場にあつた者が、その後繼者たる男の子をもうけずに死んでしまつたとき、一定の養子選定権者が死亡した者を養親として養子縁組を成立させることである。死亡する前に遺言によつて養子を選んでおく場合もあるが、それは「遺言養子」である。

この死後養子と遺言養子は、韓国民法にも立法化されていた(第八六七条、第八八〇条)が、一九九〇年の改正時に廃止された。

へ次養子

これは、戸主(祭祀者)や戸主の長男(次の祭祀者になる者)に、承継者たる男の子がないなかつたり、男の子をもうけずに死んだとき、子の列にある者を養子としないで、自分と同列である弟をいつたん仮